

第 2 2 1 号議案

新城市手数料条例の一部改正

新城市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市手数料条例の一部を改正する条例

新城市手数料条例（平成 1 7 年新城市条例第 9 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料名	金額	徴収の時期
1 戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄本等交付手数料	1 通につき 4 5 0 円	申請又は交付のとき
2 戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項 1 件につき 3 5 0 円	申請又は交付のとき
3 戸籍法第 1 2 0 条の 3	戸籍電子証明	戸籍電子証明書提	申請又は交

<p>第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発</p>	<p>書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>供用識別符号1件につき400円</p>	<p>付のとき</p>
--	----------------------	------------------------	-------------

行を除く。)			
4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍謄本等交付手数料	1通につき750円	申請又は交付のとき
5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき450円	申請又は交付のとき
6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円	申請又は交付のとき

<p>条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
<p>7 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）</p>	<p>届出受理証明書等交付手数料</p>	<p>1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合</p>	<p>申請又は交付のとき</p>

<p>若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>		<p>にあつては、1通につき1,400円)</p>	
<p>8 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>届書等閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>	<p>申請又は閲覧のとき</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務を追加するため必要があるからである。

第 2 2 2 号議案

令和 5 年度新城市一般会計補正予算（第 1 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行